

## 仕様書

### 1. 業務名

「神戸市サステナブルファイナンス・フレームワーク」（以下、「フレームワーク」）の策定に係る第三者評価業務

### 2. 目的

神戸市（以下、「本市」）では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、2024年9月に環境省「脱炭素先行地域」の採択を受けるなど、公民連携による再生可能エネルギー発電設備・省エネルギー設備の導入を進めている。このような取組を加速化させるため、市内で事業者が脱炭素に向けた設備導入を行う際に、手間・コストを抑えたグリーンローン等のサステナブルファイナンスを活用することができる、フレームワークの策定作業を進めている。

本業務は、フレームワークに基づくファイナンススキームを第三者の立場から確認し、もって市内事業者、金融機関及び投資家にとって参考となりうる取組の確立を目指し、本フレームワークが環境面での意義について第三者評価を取得することを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から2026年3月31日（火曜）まで

### 4. 業務内容

2. 目的を達成するため、下記の業務を実施すること

#### （1）フレームワークの策定に係る第三者評価の作成

##### ① フレームワークの国際標準への準拠の確認

- 本市では、令和6年度に本フレームワークが国際的な枠組みや基準（国際標準）と整合しているかを確認するに当たり必要なデータや確認事項、初期的見解等をまとめた評価指針を作成している。同評価指針に基づき、本市からデータの提供や確認事項に関する説明を受け、フレームワークが国際標準等に準拠しているかについて確認すること。
- 国際標準への準拠の確認にあたっては、資金使途の候補となる事業に係る技術的知見等を活用して行うこと。
- フレームワークが準拠する国際標準等については以下を想定。なお、各種国際標準については評価時点での最新版を参照すること。

（準拠が必要な国際標準等）

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2023（ICMA）
- ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2021（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・ グリーンローン原則 2023（LMA、LSTA、APLMA）
- ・ グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024（環境省）

- フレームワークに掲載する資金使途については、「脱炭素先行地域 計画提案書」（2024年9月採択）若しくは「神戸港港湾脱炭素化促進計画」（2025年3月策定予定）に基づく事業を想定している。

## ② 第三者評価レポートの作成

- 評価結果や評価のプロセスについて金融機関及び投資家が理解し、投融資の判断に活用することを目的として、①で実施した確認内容に基づき、第三者としての立場からフレームワークが国際標準と整合しているか否かについての第三者評価機関としての見解を示したA4サイズ20ページ以上程度の分量の第三者評価レポートを日本語及び英語で作成すること。
- 第三者評価レポートの作成に当たっては、第三者評価における事実誤認の有無等について、本市担当職員から合計2－3回程度確認を受け、評価結果の独立性を保つことに留意しながら修正を検討すること。
- 第三者評価の内容については提案事項とし、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」において示される「意見(Second Party Opinion)」、「検証(Verification)」、「認証(Certification)」、「スコアリング・レーティング」のいずれかひとつまたは複数に属するものとする。また、その他の検証や認証等を別途取得する場合には、認証を行う団体や基準・取得プロセス（団体への下請負の可否についても明記）等について必ず提案書に明記すること。

## ③ フレームワークの運用のために必要な国内外の動向に関する業務等

- フレームワークを関係者間で運用するために必要な、ESGファイナンスの基礎的知識を評価機関として独立性を担保した上で提供すること。

## (2) 業務報告書の作成

(1)において実施した内容及び第三者評価の結果等について、中間報告書及び業務報告書を作成すること。

中間報告書及び業務報告書は、本市担当職員の確認を経たものを成果物すること。

## 5. 業務の進め方

- ・受託者は、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ・本業務を適切に遂行するため、少なくとも、業務着手時1回、中間報告書提出前1回、最終報告書提出前1回、本市の業務担当者と打合せを行うこと。
- ・受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 6. 成果物

- (1) 中間報告書・第三者評価レポート（日本語及び英語）
- (2) 業務報告書
- (3) 納入場所

神戸市環境局脱炭素推進課 〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST3 階  
メール：[energy@city.kobe.lg.jp](mailto:energy@city.kobe.lg.jp) 電話：078-595-6088

#### (4) 納入期限

中間報告書・第三者評価レポート：2025年9月30日（火）

業務報告書：2026年3月13日（金曜）

#### 7. その他

- ・本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議し対応すること
- ・契約の履行に際しては、提案事項の履行を求める